

全国法人互助会サービス規約

第1章 総則

第1条（総則）

1. 全国法人互助会サービス本規約（以下、「本規約」といいます）は、当会が提供する各種サービス（以下、「本サービス」といいます）及び、当会が提携した各種サービスを実施する事業者と、これを利用する法人または個人の会員と当会との間に適用されます。
2. 本サービス並びに本規約は、下記 URL で閲覧でき、随時、改定更新される本サービス並びに本規約は、下記 URL 掲載のものを最新とし、会員はこれに同意したものとみなします。
https://houjingojo.com/docs/gojokai_kiyaku.pdf
3. 本サービスを利用する会員は、各サービスで必要に応じ、アプリを登録する事で利用可能となります。
4. 会員は本規約を遵守し、利用するものとします。

第2条（目的）

1. 当会は、法人登記をした企業による相互扶助の精神に則り、全国法人互助会会員（以下、「会員」といいます）が以下の目的のため、構成される互助組織とします。
 - (1) 当会を介し、会員間の経済活動を促進し、経営拡大を図るための助成を行う。
 - (2) 会員企業の利益率を向上するためのコスト削減を提供します。
 - (3) 会員企業に対し、コスト削減の情報（節税、資産運用、雇用斡旋、その他企業メリット）を提供します。
2. 会員企業とその社員及び家族の福利厚生の実施・会員の経済的な安定を図るための提案を行う。
3. 会員による社会貢献と利益の拡大を図る事を目的とします。

第3条（会員種別）

当会への入会は、下記各号の入会方法があり、それぞれの役割で当会に参加する事ができます。但し、本条第1項(4)については、2025年3月1日以降、同年12月30日までに当会に入会した法人で、本条第1項(1)～(3)に入会しない社員は、当会に入会した法人の契約締結月から起算し、1年間は登録した社員名について、無料で提供します。なお、無料期間については家族会員登録も可能とします。

1. 一般会員
 - (1) 福利厚生サービス1 1,100円/月/人：代表者のみプラン
 - (2) 福利厚生サービス2 1,100円/月/代表者+880円/月/人プラン：代表者以外、全員加入プラン
 - (3) 福利厚生サービス3 1,100円/月/代表者+880円/月/人：代表者以外の一部社員加入プラン
 - (4) 福利厚生サービス4 330円/月/人：前号(1)～(3)以外の会員プラン
2. 賛助会員・・・当会サービス提供者として、会員向けサービスを提供するためのコンテンツの提供を行います。
前項1の(1)を1名については、賛助会員年会費に充当するものとして、入会することができます。

第4条（事業）

1. 当会は、第2条の目的を達成するため、会費を活用して、次の業務を行う。
 - (1) 会員が第三者へ支払う際の支払代行業務
 - (2) 保険、年金その他企業福利厚生制度に関する斡旋及びコンサルティング業務
 - (3) 保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
 - (4) 福利厚生事業
 - ① 当会で加入を義務付けている福利厚生サービスは、下記事業会社との提携により、提供されます。

Mecha-Tok 株式会社

101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-34-4 神田グロウビル 4階

代表取締役 吉田智子

- ② 福利厚生サービスにかかる利用規約は、提供会社の利用規約を遵守し、利用して頂きます。

<https://mecha-tok.com/>

- (5) 少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務
 - (6) 経営コンサルタント業務
 - (7) 資産運用に関するコンサルティング業務
 - (8) 企業経営上のリスクマネジメントのコンサルティング業務、経営相談、経営セミナーの開催
 - (9) 経営及び経営リスクマネジメント等に関するセミナーの開催
 - (10) 法人経営に関する助成・補助金取得の代行
 - (11) 取引先企業の斡旋業務
 - (12) 資金調達の助成、ファクタリングの斡旋
 - (13) WEB 決済システム、割賦販売導入の斡旋、
 - (14) 海外法人設立の紹介斡旋。
 - (15) 機関紙及び図書の刊行並びに講演会、講習会等の開催
 - (16) サポーター・アドバイザー、法務顧問等の紹介に関する事業
 - (17) 物資斡旋事業
 - (18) 特約店斡旋事業
 - (19) 災害による被害者の支援事業
 - (20) 健康・生きがい創造の開発・活動に関する事業
 - (21) その他、当会の目的を達成するために必要な事業
 - (22) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
 - (23) 労働環境の調査およびストレスチェックの実施
 - (24) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
2. 当会は、前項各号に掲げる業務のほか、納付金の回収及び納付代行に関する業務を行います。

第2章 入退会

第5条（会員の資格）

- 1. 会員及び賛助会員は、販売及びサービス業を行う全ての業種を問わず、店舗の有無に関係なく、当会理事会で承認された法人とします。
- 2. 当会は、会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する時は、本サービスの利用を承認しないことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽情報を入力した事が判明した時。
 - (2) 当会支払代行規程に違反するおそれがあると判断した時。
 - (3) 政治、宗教又は当会または会員及び賛助会員を対象とした営利活動を目的として利用しようとしている事が判明した時。
 - (4) その他、会員または賛助会員とする事を当会が適当でないと判断した時。
- 3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員または賛助会員になる事ができません。
 - (1) パチンコ店の経営
 - (2) 性風俗等風営法の指定を受けていない性風俗関係事業者
 - (3) 過去に刑事事件を起こし、処罰された経験があるもの
 - (4) 過去に本サービスの解約を受けたもの、または当会との間で過去にトラブルを起こしたもの
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）

- (6) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (7) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (8) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (9) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第6条(入会申込)

会員または賛助会員として入会の申し込みをする者(以下「入会申込者」といいます。)は、当会の Web サイト上にある入会フォーム、または所定の書式により記名捺印の上、下記各号の要件を満たしたうえで、下記書類と共に当会に送付または送信する事で、当会の承認を得なければなりません。

1. 法人の場合、登記簿謄本(写し)1通、個人の場合、確定申告の写し1通及び住民票
2. 振込先金融機関の通帳(写し)
3. 申請者が公知としているホームページ、パンフレットなどの事業者である証明資料
4. 会社及び店舗の所在地、並びに代表者の住所
5. 社員名簿。ただし、社会保険の支払い対象社ではない場合、不要。
6. 申し込みを行おうとする会員または賛助会員は、当会ホームページより仮申し込みを行い、理事会の承認を得たのち、正式な会員または賛助会員の申し込みを行い、その後、オンライン契約を締結していただきます。

第7条(入会承認と契約)

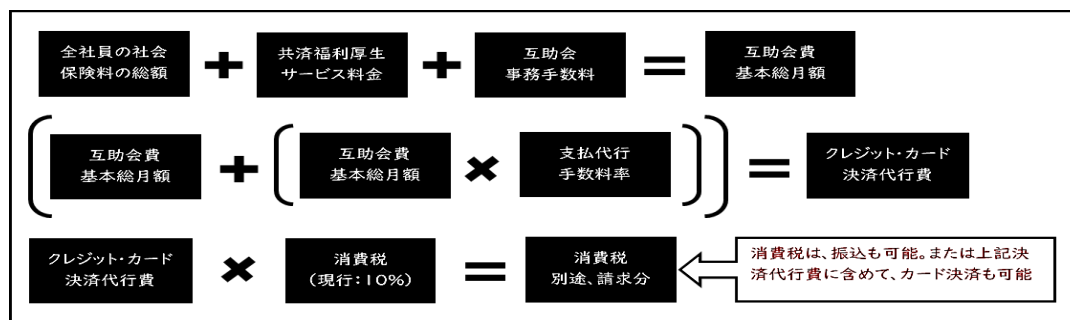
1. 会員または賛助会員申込者は、当会が審査の上、利用を承認し、入会契約の締結、入会金及び会費月額納付が確認された日をもって会員または賛助会員となります。
2. 当会への入会契約は、書面ではなく、オンライン契約で締結を行うものとします。
3. 利用を承認する場合、当会は、会員及び賛助会員に対して、書面郵送、又は Email 等のコミュニケーションツールにて、入会決定通知書を速やかに送付します。
4. 前項1及び2のいずれかに関係なく、会員は、下記各号の書類を提出の上、会費が決定されます。
 - (1) 法人の場合、登記簿謄本(写し)
 - (2) 直近3期分の社会保険料の納付書
 - (3) 社員名簿
5. 前項(1)または(2)により確定した会費の通知書が当会より会員へ送付されます。
6. 入会承認を受けたのち、会費月額に基づき、契約書をWEB契約にて締結します。
7. 契約終了後、基本月額1ヶ月分を当会指定の銀行口座に振り込みを行い、「支払代行サービス」におけるクレジット・カード(以下、「クレカ」といいます)決済金額相当額として、会員が支払代行不履行に備え、保証金として、当会が預かり金とさせていただきます。
8. 供託された預かり金は、当会が「預り金証書」を発行いたします。

第8条(契約期間)

1. 最低契約期間は、6ヶ月とします。
2. 前項の最低契約期間満了後は、任意退会は、随時、受付受理します。任意退会は、本規約第16条に則り、行います。
3. 任意退会をした場合、前条第8項の「供託預り金」は、解約処理後、会員が支払代行サービス利用において、支払代行を行っていた場合、最後の支払代行分の決済完了確認後、10営業日以内に、会員指定の口座に現金振り込みを行います。尚、支払代行サービスを利用していなかった場合、解約処理後、10営業日以内に、会員指定の口座に現金振り込みを行います。
4. 前項解約返金処理に要する振込手数料は、会員負担とし、供託預り金より差し引いて振込を行います。

第9条(入会プランと会費、および保証金について)

本条の入会プランとは、本規約第 3 条第 1 項（1）記載の事業を行い、会員がその事業サービスを利用する場合に合わせて加入しなければならぬプランとなっています。



1. (入会および支払い代行の定義)

- (1) 社会保険料の支払代行サービスは、福利厚生サービスとの組み合わせでサービスのご利用が可能となります。福利厚生サービスは、外部委託される Mecha-Tok 株式会社が提供する「Mecha-Tok」が適用されます。Mecha-Tok サービスリンク : <https://mecha-tok.com/>
- (2) 支払代行サービスは、「PG マルチペイメントサービス利用規約」を遵守して頂き、ご利用になることができます。
- (3) 毎月、社会保険料の提示および納付書の送付が、支払代行時に必要です。
- (4) 「互助会費基本総月額」と同額の保証金を預託して頂きます。
- (5) 会員の登録済みクレカの支払代行額の当月分のクレカ決済が不能となった場合、当会は速やかに会員へ支払い不能である旨の通知、また支払い不能となった当月の支払い代行は実施しない旨の通知を行います。この場合、支払い不能となった当月の社会保険料の支払いは、会員企業で当該社会保険事務所への現金振り込みを行って頂き、且つ、これにより万が一、社会保険事務所から支払い遅延措置が取られた場合、当会は遅延損害額の責を負わないことを会員は承諾するものとします。
- (6) 会員が当会に対し、当月分の社会保険料の当月末日までの決済日より 3 営業日前までに支払納付書の提示がない場合、当会は当月の支払代行は行わず、会員が自己による現金振込で当該社会保険事務所への現金振り込みを行うものとし、また、それによる遅延金が発生した場合、当会はその責を負わず、会員の自己負担となることを承諾するものとします。
- (7) 社員が増員し、社会保険料が増額した場合、速やかに社員名簿を提出し、保証金の増額分を当会の指定口座に振込むものとします。期日までに追加分の保証金の振込がない場合、当会は当月分の支払代行は行わず、会員が自己による現金振込で当該社会保険事務所への現金振り込みを行うものとし、それにより遅延金が発生した場合、当会は責を負わず、自己負担となることを会員は承諾するものとします。
- (8) 会員が当月行ったクレカの支払いについて、登録済みクレカ会社への支払代行額の支払いがいかなる理由による事情に関わらず、支払い不能となった場合で、クレカ会社の再振替を行っても当該会員がクレカ会社に支払いを怠った場合、クレカ会社から決済額の支払いが実施されないため、当会は立替え済み支払い代行額を会員が預託している保証金より充当し、当会が収納することを会員は承諾するものとします。なお、クレカ会社が当該会員の決済額について、クレカ会社に対し、支払い義務はなくなるものの、当該会員のクレカ会社に対する信用棄損が発生しても、当会はその責を負いません。
- (9) 前号（8）により、消失した保証金について、会員は当会に対し、当会が指定する期日までに当会の指定口座に保証金の再補充を実施しない場合、当会は、以後について支払い代行を行わないことを会員は承諾するものとします。また、この場合、当会は当該会員を強制退会とすることあることを会員は承諾するものとします。
- (10) 保証金は、当該会員が退会の意思を示した時には、当月決済済みカードの支払いが履行されたことを当会が確認したのち、当会は当該会員に対し、7 営業日以内に振込手数料を差し引いた上で、返金致します。
- (11) 福利厚生サービスは、会員である法人代表者 1 名または社会保険料の対象社員全員の加入が必要となります。
- (12) 福利厚生サービスは、本項 1 の（1）で指定される外部委託先の下記 2 つプランの①または②の中から選択し、下記表内「福利厚生サービス 1～4」の組み合わせでお申込して頂きます。
 - ① 当会へ入会した代表者は、月額 1,000 円/税抜：提携事業者である Mecha-Tok のベーシックプラン

②前号①の代表者以外の社員等による入会は、一人当たり 800 円/税抜：提携事業者である Mecha-Tok のベーシックプランとし、加入者分を乗じます。なお、加入者 100 人以上である場合、100 円/人/月の割引があります。

③プラスプラン：月額 300 円/税抜提携事業者である Mecha-Tok のプラスプラン

前号①および②以外の会員企業の社員で、③プラスプランを選択した場合、一人当たり 300 円/税抜で加入することができます。

④入会金は、会員である法人の福利厚生サービスへの入会状況により下記となります。

福利厚生サービス 1	①のプラン × 代表者のみ加入の場合	入会金：10,000 円/税別
福利厚生サービス 2	②のプラン × 複数名が入会する場合	入会金：5,000 円/税別
福利厚生サービス 3	①のプラン+③のプラン× 複数名が入会する場合	入会金：5,000 円/税別
福利厚生サービス 4	社員全員が福利厚生サービスに加入した場合	無料

③福利厚生サービスのお支払いは、請求書発行、指定口座への振込となります。

(13) 支払代行費用には、事務手数料に消費税がかかります。

(14) 支払い代行を行う上で必要なクレカ情報は、予め事前登録が必須となり、登録したクレカのみの使用で、毎月、社会保険料の決済を行います。

(15) 事務手数料は、クレカの種類、および福利厚生サービスの種類によって相違します。

カードの種類	VISA/Master	JCB/AMEX/Diners
福利厚生サービス 1、2、3	3.50%	4.00%
福利厚生サービス 4	3.00%	3.50%

2. 当会に入会する法人は、加入者が代表者 1 名で加入できます。但し、支払い代行を行う社会保険対象者が 10 名以下の場合、入会できない場合があります。

3. 利用明細書は、郵送、メール添付は行いません。当会支払代行サービス内の「my page」で確認の上、会員の必要に応じ、ダウンロードの上、印刷してご利用ください。当会と入会契約した時点で当該提供について、承諾するものとします。

4. 入会した会員は、当会が提供するサービス並びに新たに追加されるサービスについても、前項に従い利用できるものとします。

第 10 条（入会の拒絶・取消）

1. 当会が「会員及び賛助会員」として承認する事を不適切と判断した場合、ご利用をお断りする場合があります。また会員及び賛助会員は、会員の承認後であっても、本条第 2 項に基づき、会員または賛助会員資格を取り消す事があります

2. 当会は、会員または賛助会員が、以下の各号の何れかに該当する場合は、当該入会契約を取り消す事ができるものとします。

(1) 不実の内容にて申し込みが行なわれた場合

(2) 入会する会員法人の社会保険加入対象者が 10 人未満の場合

(3) 会員及び賛助会員が、過去に当会が提供する各サービス等において入会契約上の義務を怠った事がある場合、又は今後も怠る可能性があると当会が判断した場合

(4) 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であると当会が判断した場合

(5) その他当会が業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

第 11 条(会員の権利)

1. 会員は、以下に掲げるサービスを利用する権利を有します。

(1) 当会が提供する「支払代行サービス」の利用。

(2) 福利厚生サービス（Mecha-Tok サービス）の利用

(3) 見舞金制度（傷害・死亡保険およびその他の被害救済の見舞金）の利用。ただし、第 9 条 1 項（12）③記載のプラスプランを選択した場合を除きます。

(4) 配送料割引制度

- (5) 本項(2)の家族会員制度
 - (6) 仕入代金ファクタリング・サービス
 - (7) その他、当社が提供するサービス各種
2. 前項(1)は事務手数料がかかります。事務手数料は、支払代行の種別及び金額によって相違します。
 3. 前項(3)は、プランにより、有料となります。家族会員も同様とします。
 4. 前項(4)は、有料サービスとし、荷物のサイズにより、価格が相違します。
 5. 前項(6)は、有料サービスとします。

第12条(賛助会員の権利)

1. 賛助会員は、前条の権利の他、以下に掲げるサービスを利用する権利を有します。
 - (1) 当社が提供する決済アプリ「支払代行(QRコード決済+支払代行)」の利用。
 - (2) 当社が主催又は共催するイベント・セミナー等に会員料金で参加する権利。
 - (3) 年1回発行予定の当法人活動報告レポートを受け取る権利。
 - (4) 本規約第11条第1項(2)のプラットフォームへの出店。
 - (5) 前号(4)で当社会員がサービス利用を申し込んだのちの直接販売権。
 - (6) 当社会員への販売訴求権。ただし、毎月1回のみ「無料」とします。
2. 当社のWebサイト上に、賛助会員の社名又はロゴマークの掲載を請求する権利
3. その他上記以外に当社で採用された製品、その他サービスのすべてを関連する規定に従って利用することができます。
4. 当社が販売する製品及びサービス等について、会員または賛助会員は、これを販売または紹介する事で当社より「手数料」を得る権利を有します。

第13条(会員及び賛助会員の義務)

1. 会員及び賛助会員は、当規約、その他の規程を遵守しなければなりません。
2. 会員及び賛助会員は、当法人からのアンケート回答・イベント告知等の依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応しなければなりません。
3. 会員及び賛助会員は、当社の活動に関連して他の会員及び賛助会員又は第三者からクレームを受けた場合、又はそれらの者との間で紛争が生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知し、また、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告しなければなりません。

第14条(登録情報及びパスワードの管理)

1. 会員及び賛助会員は、当社が別途サービスの仕様で認めている場合を除き、自己の責任において登録情報及びパスワードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更若しくは売買等をしてはなりませんものとし、当社は、登録情報及びパスワードの一致を確認した場合、当該登録情報及びパスワードを保有するものとして登録された者が本サービスを利用したものとみなします。
2. 登録情報又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員及び賛助会員は、登録情報又はパスワードが盗用され又は第三者に使用されている事が判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとし、

第15条(自己責任の原則)

1. 会員及び賛助会員は、本サービスを使用して行なった、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 会員及び賛助会員が本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、会員及び賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与える行為を行わないものとします。

3. 会員及び賛助会員が、本サービスに関連して他の登録ユーザーその他の第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当会に通知するとともに、会員及び賛助会員の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当会からの要請に基づき、その結果を当会に報告するものとします。

第 16 条 (任意退会)

1. 会員及び賛助会員は、当会に対して、当会の Web サイト上にある退会フォーム、または当会所定の書式により、退会の申込みを行い、いつでも退会する事ができます。
2. 会員及び賛助会員は、退会の日をもって、本サービスについて全ての権利を喪失します。
3. 前項の規定により会員及び賛助会員が退会した時は、会員名簿の登録を抹消します。
4. 退会に際し、前納された福利厚生サービス及びプラスプラン料金は、退会翌月以降の分は事務手数料 400+税を差し引いた金額を返還し、退会当月の分は日割りとせず、これを返還しません。
5. 会員及び賛助会員は、既定のページより「会員情報の削除」をする事が出来ます。退会については当会にご連絡の上、いつでも可能です。但し、入金済みの料金は返金いたしません。また、既に入金が確定しているものに関しましてはご請求いたします。同時に、今までご利用頂いていた会員 ID も削除され、元に戻す事は出来ません。

第 17 条 (除名)

1. 会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する時は、当会はこれを除名する事ができます。
 - (1) 本サービスの規約又は規則に違反した時。
 - (2) 本サービスの名誉をき損し又は本サービスの目的に反する行為をした時。
 - (3) その他除名すべき正当な事由がある時。
 - (4) 長期間にわたって本サービスの事業を利用しない時
 - (5) 手数料等の払込み、経費の支払いその他本サービスに対する義務を怠った時
 - (6) 本サービスの事業を妨げ、又は妨げようとした時
 - (7) 本サービスの事業の利用について不正の行為をした時
 - (8) 犯罪その他信用を失う行為をした時
 - (9) コンプライアンスに反する行為をした時
 - (10) 第 5 条第 3 項各号の一に該当すると判明した時
2. 前項により除名された時は、その会員または賛助会員に対し通知し、会員または賛助会員名簿からその登録を抹消するものとします。
3. 除名された会員または賛助会員は、二度と会員または賛助会員となる事が出来ないものとします。

第 18 条(会員資格の停止、契約の解除について)

1. 会員及び賛助会員が、次に掲げる各号の一に該当した場合には、当会は、会員及び賛助会員に対して何ら催告を要する事無く、会員資格を停止する事ができます。また、当会は、本規程の定めるところにより、本サービスの提供を停止された会員または賛助会員について、何ら催告を要せず、直ちに利用入会契約を解除する事ができるものとします。
 - (1) 会員または賛助会員が本規約あるいはそれに付随する当会の規程に違反した時、会員または賛助会員に対して書面をもって規定に従うよう催告し、書面到達後 10 日経過しても履行されない場合。
 - (2) 会員または賛助会員が、福利厚生サービスまたはプラスプランの月額会費の支払いを 1 ヶ月以上滞納した場合。
 - (3) 会員が支払代行サービスを利用するにあたり会員がクレカ会社への支払代行額の支払いを滞納した場合。
 - (4) 解散、営業の全部、又は重要な部分の譲渡決議をした場合、他の会社と合併した場合。
 - (5) 会員及び賛助会員の行為が、当会の名誉を著しく傷つけ、又はイメージダウンに繋がるおそれがある場合。
 - (6) 当会の信用を失う行為がなされた場合
2. 当会は、会員及び賛助会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに会員資格を停止します。

- (1) 支払い停止又は支払不能に陥った場合
- (2) 強制執行、仮差押え、若しくは仮処分が命じられた時、又は公租公課その他の滞納処分を受けた場合
- (3) 破産手続開始申立て、民事再生手続開始申立て、会社更生、特別清算手続等が開始された場合、若しくは特定調停の申立てをなした場合
- (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (5) 営業を廃止した場合、若しくは入会契約日より1年以上営業成果を全く提示しない場合
- (6) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
- (7) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
- (8) その他前各号に準ずる事由が生じ、会員の信用状態が悪化したと当会又は乙が認めた場合。

第19条（会員情報等の変更と通知義務）

会員または賛助会員情報等について変更が生じた場合については以下の通りとします。

- (1) 会員及び賛助会員情報等に変更が生じた場合、本サービスを利用して、速やかに変更後の内容に更新いただく必要があります。但し、会員及び賛助会員の名義を変更する場合には、変更後の名義人が、本規約の全ての条項に同意する事を条件とします。
- (2) 前号に基づき、本サービスを利用した会員及び賛助会員情報等の更新がされた場合は、それ以後、当会から会員及び賛助会員に対する連絡、通知、請求等は、変更先に対して行われるものとします。会員及び賛助会員情報等が変更されたにも関わらず、前号に基づく更新がされなかった場合、当会が変更前の連絡先に対して通知、連絡、請求した事、また会員及び賛助会員と連絡が取れなかった事に起因して、会員及び賛助会員並びに第三者に対して生じた如何なる損害についても、当会は一切責任を負いません。
- (3) 本項第1号の定めに関わらず、会員及び賛助会員の本サービス管理者に関する情報に変更が生じた場合において、やむを得ない事情により、本サービスの利用ができない場合には、会員及び賛助会員は、当会に対して速やかに当該変更を申し出なければなりません。
- (4) 前号の申し出を行う場合、会員及び賛助会員権限を証明する書面の提出、その他当会が指定した手続きに従うものとします。
- (5) 通知義務
 認証済みアカウントをご利用の会員及び賛助会員の商号、名称、代表者、住所その他の連絡先を変更した場合、直ちに、当会所定の方法により、掛かる変更を通知するものとします。掛かる通知を受けた場合、当会は、会員及び賛助会員に対し、かかる変更を証明する資料の提出を求める事ができ、会員及び賛助会員はこれに応じるものとします。

第20条（利用入会契約終了後の措置）

当会は、終了の理由の如何にかかわらず、入会契約終了後直ちに、申込時に登録設定した会員及び賛助会員の利用環境上の各種情報・データ（会員及び賛助会員の機密情報を含む）の消去を行う事とします。この場合、当該消去に伴う会員及び賛助会員の損害について、当会は一切その責を負わないものとします。

第3章 支払代行サービス、およびサービス毎の利用料金

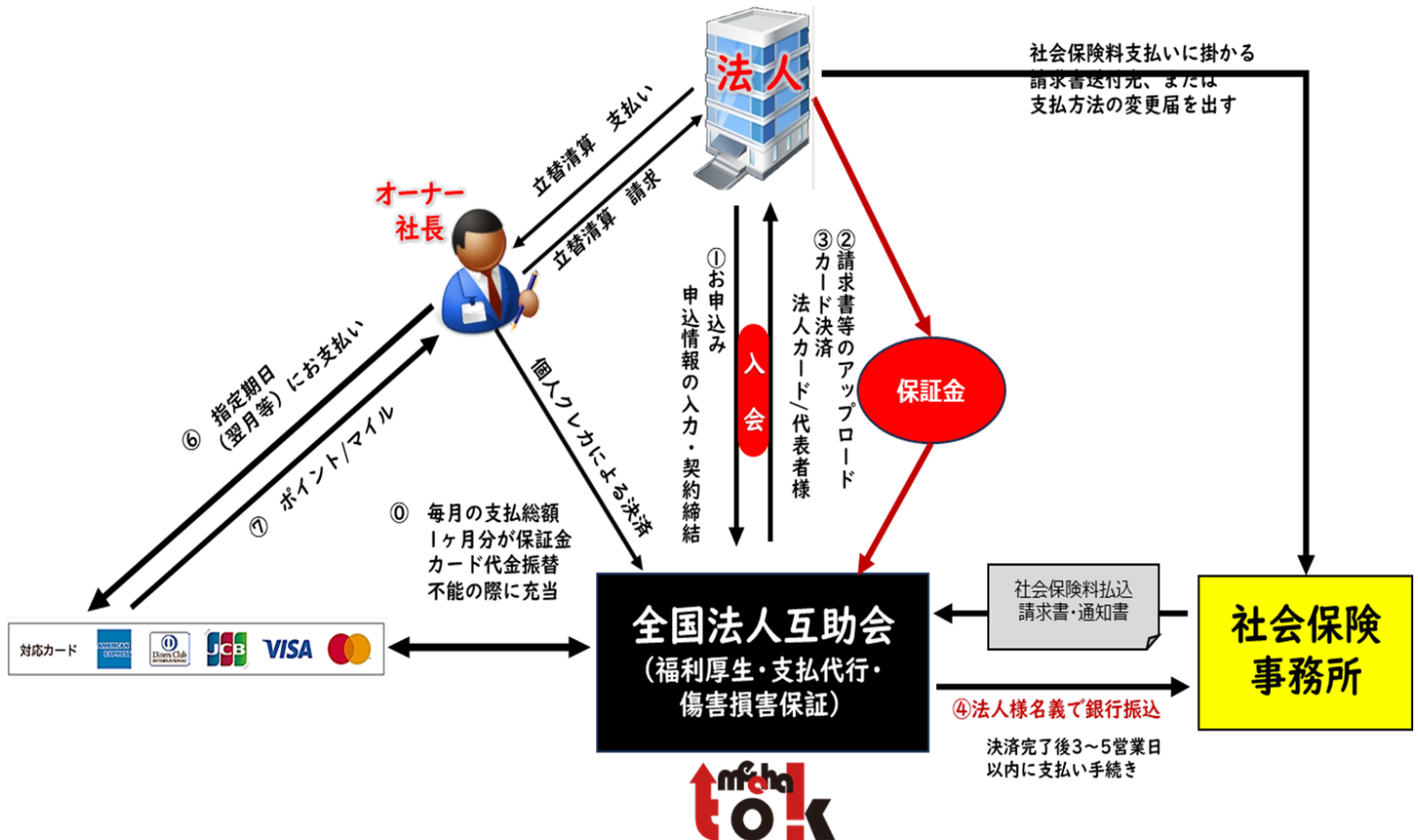
第21条(利用料金の負担)

1. 会員及び賛助会員は、サービス毎に定められた利用料金を負担します。
2. 会員及び賛助会員は、利用料金を決済額に算入して、クレカにて支払う。
3. 当会は、行う事業について必要と認められる経費または月額使用料或いは手数料を徴収する事ができます。
4. 前項の利用料は、規約で定める額又は利用率を限度として、当会で変更する事ができます。
5. 当会で新たに始まったサービス等について、会員及び賛助会員が営業協力した場合、会員及び賛助会員は当会より協力手数料（以下、「コミッション」といいます）を受け取る事ができます。

第 22 条 （支払代行サービスにかかる事務手数料）

事務手数料に関する利用率については、入会契約書、会員及び賛助会員の場合は見積書に規定し、「PG マルチペイメントサービス利用規約」に従い、決済するものとします。

1. 当会は、会員及び賛助会員に対し、会員及び賛助会員との間において販売された商品に関する支払いをキャッシュレス決済で行うに当り、前条の利用料金を控除した上で支払いを行う事ができるものとします。控除された金額は販売金額から充当されるものとします。
2. 当会から会員及び賛助会員に対しての支払いを行う場合、当会は、会員及び賛助会員から指定があり、かつ、会員及び賛助会員に対する支払を行う口座として適切であると当会が認めた口座（以下、「指定口座」といいます。）に対して支払いを行うものとします。
3. 会員及び賛助会員は、自らの名義以外の口座を指定口座として指定する事はできないものとします。当会から指定口座に対して支払いを行う事により、当会の会員及び賛助会員に対する支払債務は消滅するものとします。会員及び賛助会員が指定口座を誤って指定した事により会員及び賛助会員に発生した損害について当会は一切の責任を負わず、会員及び賛助会員が指定口座を誤って指定した事により発生する振込組戻手数料その他一切の費用は、会員及び賛助会員が負担するものとします。
4. 会員及び賛助会員と顧客の間の販売入会契約が解除、取消、無効等の理由により効力を失う事が予想される場合、また提携事業者が定めるチャージバックの発生が予想される場合、その他当会が会員及び賛助会員に対する支払いを留保する事につき合理的な理由が存在する場合、当該理由が解消されるまで当会の裁量により会員及び賛助会員に対する支払いを留保する事ができ、会員及び賛助会員は予めこれに同意するものとします。当会は、本項に定める措置により会員及び賛助会員に生じた損害に関し、一切責任を負いません。
5. 会員及び賛助会員は、本サービスの利用にあたり、元売りから支払われる会員及び賛助会員の利用したクレカ利用代金を、会員及び賛助会員に代わって、当会が本サービスの運用者である当会が指定する当会の金融機関の口座にて受領する事を依頼します。
6. 会員及び賛助会員と顧客の間の販売入会契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合（元売りが定めるチャージバック事由に該当する場合を含みます。）、その他当会が会員及び賛助会員に対して合理的な理由を示した場合、会員及び賛助会員は、直ちに当該販売入会契約に関連して当会が会員及び賛助会員に対して支払った金額を返金しなければなりません。この場合、当会は、当会の裁量で当該返金の額を、会員及び賛助会員に対して支払われるべき金額から控除する事ができるものとします。
7. 顧客と会員及び賛助会員が共謀している等、当会が当該会員及び賛助会員の取引を不当と判断した場合には、当会は、支払いの拒否、会員及び賛助会員資格の停止、登録取消等の措置をとる場合があるものとし、会員及び賛助会員は予めこれに同意するものとします。この場合、会員及び賛助会員は当該取引が不当でない事を示す資料を当会が認める内容で提出しない限り、本条に定める支払いを受ける事ができないものとします。当会は、本項に定める措置により会員及び賛助会員に生じた損害に一切責任を負いません。
8. システムのトラブル等により、本条に定める期限までに支払いを行う事ができない場合、当会は、速やかに支払いを行うよう努めるものとします。
9. チャージバックの頻度が多い場合、当会は会員及び賛助会員に対し、本サービスの停止及び支払いの拒絶をすることがあります。
10. サービススキーム



第 23 条 紛争処理、損害賠償及び違約金

1. 会員及び賛助会員は、本規約に違反する事により、又は本支払代行又は本情報の利用に関連して当会に損害を与えた場合、当会に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員及び賛助会員が、本サービス、本情報又は対象サイト等に関連して会員及び賛助会員、元売りその他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当会に通知するとともに、会員及び賛助会員の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当会からの要請に基づき、その経過及び結果を当会に報告するものとします。

第 4 章 利用制限及び禁止事項

第 24 条 (利用制限)

当会は、会員及び賛助会員が本サービスを利用するにあたって、次の制限を行う場合があります。

1. アカウントの利用制限

会員及び賛助会員が、本サービスの利用を開始した後でも、当会は、会員及び賛助会員が以下の事項に該当すると判断した場合、本サービスの利用を認めない、または利用を停止する等の制限を行う場合があります。なお、以下の事項は例示であり、当会に具体的な判断基準やアカウントの利用制限についてお問い合わせを頂いても回答義務を負わないものとします。

- (1) 犯罪に使用されるおそれが高い商品の販売、又はサービスの提供を行っている法人・団体・個人
- (2) 不法行為又は犯罪行為を構成し又は助長するおそれのある法人・団体・個人
- (3) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などの違法又は不正な売買・仲介・斡旋等を行っている法人・団体・個人
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為を行っている若しくは行うおそれの高い法人・団体・個人
- (5) 「全国法人互助会サービス本規約」に定める禁止行為を行っている」と当会が判断する法人・団体・個人
- (6) その他当会が本サービスのアカウント利用に不適当であると判断する法人・団体・個人 (会員または賛助会員に不利益を被らせる可)

能性のある法人・団体・個人、当会の信用若しくは評判に悪影響を与える可能性のある法人・団体・個人、当会をクレームや紛争等に巻き込む可能性のある法人・団体・個人などが含まれますが、これらに限られません。)

2. コンテンツの利用制限

会員及び賛助会員は、本サービスにより配信するコンテンツ及びそれに付随するコンテンツ（あわせて「配信コンテンツ」と言う。）に以下の内容が含まれない事を保証します。

- (1) 詐欺、猥褻、誹謗中傷、脅迫、名誉毀損、プライバシー侵害、及びその他当事者又は第三者の権利侵害となるもの、法令又は公序良俗に反するもの、並びに、偏見・差別等に基づくもの
- (2) 虚偽的又は誤解を招きやすい広告
- (3) ジャンクメール、スパム・メール、チェーンメールの対応
 - ① 会員及び賛助会員は、スパム・メール、架空電子メールアドレス（多数の電子メールアドレスを自動的に作成する機能を有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得る事ができるように組み合わせられたものをいいます。）を用いて作成したものを含まれますが、これに限られません）に対するメール又は宛先不明電子メールアドレス（現に電子メールアドレスとして利用する者がいないメールアドレスをいいます。）を含む電子メールの配信（「スパム・メール等」といいます。本約款において同じ。）であると通信事業者等から認識される電子メールの配信を行ってはなりませんとします。
 - ② 会員及び賛助会員は、本サービスが当会の設備を共有したサービスである事、したがって通信事業者等により接続が停止された場合に本サービスの他の会員及び賛助会員に同時に被害が及ぶ事を十分に認識している事をここに確認します。
 - ③ 会員または賛助会員がスパム・メール等と認識される電子メールの配信を行う事により当会が損害を被った場合には、会員または賛助会員は当会に対しその全ての損害を賠償する事とします。
 - ④ 無限連鎖講の防止に関する法律で禁止対象となる内容のもの
 - ⑤ コンピュータ・システムを妨害、混乱又は破壊する可能性のあるもの（いわゆるウイルス、ワーム等を含むがこれらに限られない）
 - ⑥ 政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微(センシティブ)情報」といいます）
 - ⑦ 前記①～⑥を助長又は示唆するもの
 - ⑧ 配信コンテンツの1回の送信数や送信メールのサイズ、エラーメールの返信数等により、当会のネットワークに著しく影響を及ぼすと判断した場合、送信数やサイズ等の制限をする事ができるものとします。

第 25 条(禁止行為)

会員及び賛助会員は、次に掲げる行為をしてはなりません。

1. 法令又は公序良俗に反する行為により、当会、他の会員及び賛助会員又は第三者に不利益又は損害を与える事。
2. 当会、他の会員及び賛助会員又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上又は入会契約上の権利を侵害する事。
3. 当会、他の会員及び賛助会員又は第三者になりすます事、又は意図的に虚偽情報を流布させる事。
4. 反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を供与する事。
5. 会員及び賛助会員を、宗教活動若しくは宗教団体又は政治活動若しくは政治団体へ勧誘する事。
6. 本サービスの事前の許可なく、当会の SNS グループ・メーリングリスト内、又は当会が主催又は共催するイベント・セミナー等において、営利活動を行う事。
7. 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み第三者に不快感を与える表現を投稿又は送信する事。
8. 定款又は本規約に定める会員の権利を、第三者に譲渡若しくは貸与する事、又は担保等に供する事。
9. 不正アクセス等により、当会の Web サイト・サーバ・ネットワークシステムに支障を与える事。
10. コンピューター・ウイルス等の有害なプログラム等を送信又は頒布する事。
11. 当会の事前の許可なく、当会の名称又はこれを連想させる名称を使用する事。

- 1 2. その他、当社が適当でないと判断した行為を行う事。
- 1 3. サービスアカウント等の利用ユーザー以外への複製、頒布及び貸与、第三者への送信、リース、担保設定、その他第三者に対して本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりする事
- 1 4. 本サービスに付随する資料に表示された製品、著作権、当社及びシステム開発者が有する権利・制限事項などに関する文言の修正、削除。
- 1 5. 会員資格の営利目的での不正使用
- 1 6. システムへの侵入行為（ハッキング）、その他当サイトに対する攻撃行為等、当サイトの運営を妨害する行為
- 1 7. 他人もしくは第三者会員 ID、パスワードの不正使用
- 1 8. 会員及び賛助会員または当社の営業を妨害する行為
- 1 9. 提携先、他の会員または賛助会員、または第三者の財産・信用・名誉等を毀損する行為および、プライバシーに関する権利、肖像権その他の権利を侵害する行為
- 2 0. 当社、提携先、他の会員または賛助会員、または第三者の知的財産権等を侵害する行為
- 2 1. 登録いただいたメールアドレスもしくは電話番号が不通または、無効になっている場合
- 2 2. 本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対して電子メールを配信する等の行為
- 2 3. 本サービスの利用権の商業タイムシェアリング、またはデータセンタ用などのサービス事業等への利用。
- 2 4. 本サービスを第三者のための広告媒体として使用する行為（第三者の商品、本サービスを利用して宣伝する事を含みますが、これに限りません）
- 2 5. アカウントを第三者に譲渡又は貸与する行為、第三者と共用する行為
- 2 6. 当社又は第三者になりすます行為、意図的に虚偽の情報を流布させる行為又はお申込された業種の運営・維持とはなんら関係のない内容を表示若しくは配信する行為
- 2 7. 第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- 2 8. 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿又は送信する行為
- 2 9. 同一ないし類似の営利広告、宣伝を繰り返す等の行き過ぎた情報を書き込む行為
- 3 0. 特定の会員及び賛助会員に対する過度の非難、攻撃的な批判もしくは防衛をする行為
- 3 1. 営利目的で当社又は当社の関係会社等から直接的又は間接的に得た情報を他に転用又は流用する行為
- 3 2. 会員は、本サービス及び当社の知的財産を、本規約に明確に許諾している範囲を超えて、当社と会員及び賛助会員又は第三者の関係について誇張又は虚偽表示したり、本サービスを誤認混同するような方法又は態様等で利用したりする事はできません。
- 3 3. 詐欺目的の行為
- 3 4. 競合する商品やサービスの信頼を低下させる目的で中傷する内容を投稿又は送信する行為
- 3 5. 主観的に他店と比較している内容の投稿を禁止します。
- 3 6. その他、当社が禁止する行為

第 26 条（本サービス提供の一時停止）

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合、本サービスの提供を一定期間停止する事があります。
 - (1) 天災、事変その他の非常事態の発生、若しくは発生するおそれがある時。
 - (2) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ない事由がある時。
 - (3) システムメンテナンス、本サービスの向上などの事由がある時。
2. 当社は、前項の事由により当社が本サービスの提供を一時停止する場合、可能な限り事前に、その旨を通知するものとします。但し、緊急時やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第 1 項各号の事由による本サービスの停止により、会員及び賛助会員が被った損害について責任を負わないものとします。また、

本サービスの停止期間分の料金返却は行わないものとします。

4. 本サービスに対する対価の支払いを履行しない時。
5. 会員及び賛助会員が本規定する会員または賛助会員の義務に違反したと当社が判断した場合。

第 27 条（本サービスの変更、追加、廃止及び中断等）

1. 当社は、会員及び賛助会員に事前の通知をする事なく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当社が適当と判断する方法で会員及び賛助会員にその旨通知いたします。ただし、天災等の不可抗力による場合等緊急の場合は会員及び賛助会員への通知を行わない場合があります。
3. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、会員及び賛助会員に事前に通知する事なく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) ユーザーのセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (5) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - (7) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - (8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により会員及び賛助会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
5. 当社は、サービスを停止する場合には、会員及び賛助会員に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
6. 当社は、第 1 項に基づきサービスの提供を中止した場合に会員及び賛助会員が被った損害について賠償の責任を負いません。

第 5 章 損害及び免責

第 28 条 損害・損失処理の責任

1. 会員または賛助会員の本サービス利用に関して、会員または賛助会員に損害が生じた時、それが当社の責に帰すべき事由による場合には、当該責任のある当社は、当該損害のうち直接損害について損害賠償責任を負うものとします。但し、掛かる損害賠償額は、会員または賛助会員が支払った月次利用料金を上限とします。当社は、逸失利益、間接損害、拡大損害、事業機会の損失、データの損失、事業の中断、信用失墜等の財産的評価に対する責任は一切負わないものとします。
2. 会員及び賛助会員が当サイトを利用し他の会員または賛助会員との取引によって損害や損失を被った場合、当事者間においてその損害や損失を処理・解決するものとし、当社は、かかる損害・損失に対して如何なる責任も負いません。
3. 会員または賛助会員の本サービス利用に関して、会員または賛助会員の責に帰すべき事由により当サイトに損害が生じた場合には、会員または賛助会員は当該損害を賠償する責任を負う事とします。
4. 会員及び賛助会員が当サイトの利用によって第三者に対して損害や損失を与えた場合、会員または賛助会員は自己の責任と費用負担によってその損害・損失を処理・解決するものとし、当社は、かかる損害・損失に対して如何なる責任も負いません。
5. 会員及び賛助会員が本規約に違反した行為、あるいは不正、または違法な行為により当サイトおよび他の会員または賛助会員に損害を与えた場合、当社は、当該会員または賛助会員に対して相応の損害賠償請求を行う権利をも有します。
6. 会員及び賛助会員が本サービスを利用した事に起因して、当社に対し、第三者からクレーム、請求又は訴訟等が提起された場合、会員及び賛助会員は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当社に迷惑を及ぼしてはなりません。
7. 会員及び賛助会員が本サービスを利用した事に起因して、当社が何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、会員

及び賛助会員は、当会に対し、直ちにこの損害を賠償しなければなりません。

8. 遅延損害金

会員及び賛助会員は、料金等の支払いを遅延した場合、年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 29 条 免責事項

1. 当会は会員及び賛助会員に対して通知義務を負う場合は、会員及び賛助会員があらかじめ登録した電話番号またはメールアドレスへ通知を発信する事により、その義務を果たしたものとします。会員及び賛助会員は、登録メールアドレスへのメール送信は、理由の如何を問わず、送信失敗、遅延、未着が発生する旨を予め承するものとし、当会は、これにより発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとします。
2. 当会は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません）がない事を明示的にも黙示的にも保証しません。
3. 配信コンテンツの内容については全て会員及び賛助会員の責任において作成されるものである事を、当会及び会員及び賛助会員はここに確認します。当会は本サービスを利用して配信された情報、コンテンツ、あるいはデータ等の完全性、正確性を保証せず、配信情報の内容に関するいかなる責任も負わないものとします。また、当会は、会員及び賛助会員による本サービスの利用に際し、会員及び賛助会員と会員及び賛助会員との間で生じたトラブル、紛争等に関して一切責任を負わないものとします。
4. 本サービスはメールリレーサーバーの提供サービスですので、配信結果について当会は一切の責任を負いません。（キャリアブロック等により配信できない事があります。）
5. コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報の送受信が行われた事に基づく会員及び賛助会員の損害については、当会は一切の責任を負わないものとします。
6. 当会は、当会によるサービスの提供の中断、停止、利用不能または変更、会員及び賛助会員のメッセージまたは情報の削除または消失、会員及び賛助会員の会員登録の取消、ご注文のキャンセル、サービスの利用によるデータの消失または会員及び賛助会員の会員登録の取消、ご注文のキャンセル、サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他サービスに関連して会員及び賛助会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
7. 当サイトから他のサイトへのリンクまたは他のサイトから当サイトへのリンクが提供されている場合でも、当会は、当サイト以外のサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
8. 本サービス利用に必要な情報・データのバックアップは会員及び賛助会員の責任において行われるものとし、当会は責任を負わないものとします。
9. 当会が会員及び賛助会員及び会員及び賛助会員に対し、サービスを受け付けた旨を告知した後、会員及び賛助会員もしくは、当会の都合でサービスを承れない事由が発生した場合、会員及び賛助会員もしくは、当会より会員及び賛助会員へ当該サービスのキャンセルを通知する場合があります。
10. 会員及び賛助会員による当サイトでの会員及び賛助会員との取引は、全て会員及び賛助会員と、会員及び賛助会員との間で行っていただくものです。したがって、万一取引に関してトラブルが生じた際には、会員及び賛助会員と会員及び賛助会員との間で解決していただく事になります。
11. 当会は、会員及び賛助会員がサービスをご利用になれなかった事により発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとします。アレルギー情報・カロリー情報・商品説明などの各種掲載情報につきまして、当会はその正確性、正当性、有用性など如何なる保証もいたしません。

第 6 章 その他の事項

第 30 条 （保証の否認）

1. 当会は、本サービスにつき如何なる保証も行うものではありません。さらに、会員及び賛助会員が当会から直接または間接に本サービスまたは他の会員及び賛助会員に関する情報を得た場合であっても、当会は会員及び賛助会員に対し本約款において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。

2. 会員及び賛助会員は、本サービスを利用する事が、会員及び賛助会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当会は、会員及び賛助会員による本サービスの利用が、会員及び賛助会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合する事を何ら保証するものではありません。
3. 当会は、当会による本サービスの提供の中断、停止、利用不能または変更、会員及び賛助会員のメッセージまたは情報の削除または消失、会員及び賛助会員の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して会員及び賛助会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 当会ホームページから他のホームページへのリンクまたは他のホームページから当会ホームページへのリンクが提供されている場合でも、当会は、当会ホームページ以外のホームページ及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
5. 当会は、無線 LAN 通信の利用に関し、当会の電気通信設備（当会が別に定める相互接続点（専用回線等接続サービス入会契約に基づく当会と会員及び賛助会員以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続点）に接続する当会保有の電気通信設備）を除き、無線 LAN 提供事業者の相互接続点（協定事業者が定める相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点または専用回線等接続サービス入会契約に基づく、無線 LAN 提供事業者と、無線 LAN 提供事業者以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続点）等を介し接続している、電気通信設備に係る通信の品質を保証する事はできません。
6. 当会は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のない事を保証する事はできません。
 - (1) 当会は、本約款等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
 - (2) 当会は、本約款の変更により会員が有する設備の改造または変更等を要する事となった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
 - (3) 当会は、前条および本約款に明示的に定める場合の他、会員及び賛助会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第 31 条(分離条項)

本規約のいずれかの条項が違法又は無効とされた場合においても、かかる違法又は無効は、他の条項の有効性及び拘束力に影響を及ぼさないものとします。

第 32 条(改廃)

1. 本規約の改廃は、当会の決議をもって行う。
2. 本規約を改廃した時は、遅滞なく、当会の Web サイト上に掲載します。

第 33 条 委託・業務提携

当会は、業務提携先のウェブサイト、アプリ等に本サービスの機能を提供するため、会員及び賛助会員に関する情報（ただし、個人情報ではない情報とします）を業務提携先に提供する事ができるものとします。これにより、会員及び賛助会員の本サービスへのリンク等が、提携先サイトに掲載される事があります。また、当会は、会員及び賛助会員のアカウントページに、業務提携先における会員及び賛助会員の情報が記載されたウェブサイトの URL の掲載、当該ウェブサイトへのリンクの設置等をする事ができるものとします。

第 34 条（知的財産権）

1. 本サービスを提供するプログラムの著作権その他本サービスに関する一切の知的財産権は、当会、システム 開発者、又は当会の指示する者に帰属するものとします。

2. 当サイトの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、当会に所属します。
3. この著作権の対象には、サイトの構成、デザイン、イラスト・写真等のグラフィクス、文章など、すべてを含みます。（但し、各会員及び賛助会員ページ等に掲載する店舗情報・メニュー情報・写真データ等の著作権は、各会員及び賛助会員に所属し、当会がその使用許諾を受けたものが含まれます。）事前に当会からの書面による同意を受けずに、内容を転載・再配布する事は著作権の侵害となり、当会は罰金、及び著作権侵害により発生した損害の賠償を求める権利を有します。
4. 当サイトに掲載された投稿その他の著作物の著作権は、当会に属するものとし、掲載されている投稿その他の著作物のすべて、あるいは一部を投稿者以外の第三者が当会、及び投稿者に無断で転載・再配布する事を禁止いたします。また、会員及び賛助会員及び会員及び賛助会員は、当サイトに掲載された著作物について、著作者人格権を一切行使しないものとします。

第 35 条（権利の帰属）

1. 本サービスにおいて当会が提供するコンテンツ又は第三者コンテンツ等の情報等に関する一切の知的財産権は、当会又は提携先がライセンスを許諾している者に帰属し、本規約に基づく本サービスのいかなる使用許諾も、当会又は当会にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 本サービス上、商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当会は、ユーザーその他の第三者に対し何ら商標等を譲渡し、又はその使用を許諾するものではありません。

第 36 条(会員及び賛助会員の個人情報の取り扱い)

会員及び賛助会員は、当会に対し提供した会員及び賛助会員の個人情報を、当会が、以下に掲げる目的のために取り扱う事に同意するものとします。

1. 本人確認のため。
2. 当会の活動(イベント・セミナー等の開催、Email 等による情報提供等)のため。
3. 前号の活動内容を会員に知らせるため。
4. 会員及び賛助会員の行為が、当会の権利、財産又はサービス等に損害を及ぼす可能性がある場合に、それらを保護するため。
5. アンケート回答・イベント告知等の依頼のため。
6. 当会は、あらかじめ会員及び賛助会員の同意を得ないで、前各号に掲げる目的の達成に必要な範囲を超えて、会員及び賛助会員の個人情報を取り扱わない。

第 37 条（機密保持義務）

会員及び賛助会員の本サービス利用にあたって、当会はシステムの保守・障害調査等の業務運営上の正当な理由がある場合を除いて、顧客情報や販促計画などの機密情報を閲覧する事はできないものとします。当会は上記業務により知り得たこれらの機密情報について、第三者へ一切開示しないものとします。

第 38 条 反社会的勢力の排除

1. 会員及び賛助会員は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しない事を表明し、かつ、将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。
2. 会員及び賛助会員は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の行為を行わない事を確約するものとします。
3. 暴力的な要求行為
4. 法的な責任を超えた不当な要求行為
5. 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝える事を含みますが、これに限りません）をし、又は暴力を用いる行為

6. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当会の信用を毀損し、又は当会の業務を妨害する行為
7. その他前各号に準じる行為

第 39 条（協議）

本約款に定めのない事項および条項に関し疑義を生じた時は、当会、会員及び賛助会員及び会員及び賛助会員協議の上円満に解決を図るものとします。

第 40 条（管轄裁判所）

本約款条項に関し生ずる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 41 条（準拠法）

本約款の解釈については、日本国法を準拠法とします。

第 42 条(その他)

本規約に定めるもののほか、必要な事項は当会において別に定める。

附則

2024 年 10 月 1 日制定

2025 年 1 月 29 日改定

2025 年 3 月 4 日改定

個人情報管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は当会が取り扱う「個人情報」の適切な保護のための基本規程であり、当会及び会員及び賛助会員は本規程に従い「個人情報」を保護していかなければなりません。

第2条 (定義)

本規定において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。

1. 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる内容を含む。）をいいます。

2. 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物、特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いていない場合であっても、個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいいます。

3. 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

4. 保有個人データ

当会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになる事により公益その他の利益が害されるもの又は6ヶ月以内に消去する事となるもの以外のものをいいます。

5. 本人

一定の個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

6. 個人情報管理担当役員

当会の役員の中から選任された者であって、個人情報保護対策の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について統括的責任と権限を有する者をいいます。

7. 個人情報管理責任者

個人情報管理担当役員から選任され、特定された各種の担当個人情報に関し、個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいいます。

8. 個人情報管理者

各種個人情報の入力・出力を行う担当者を監督し、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等をする者をいいます。

第2章 個人情報の取得

第3条 (取得の原則)

1. 個人情報の取得は利用目的を明確に定め、その利用の達成に必要な限度において行わなければなりません。
2. 新しい目的で個人情報を取得する時、個人情報管理者は個人情報管理責任者と事前に協議の上、個人情報管理担当役員の承認を得て行わなければなりません。

第4条 (取得方法の制限)

1. 個人情報の取得は適法、かつ公正な手段によって行わなければなりません。
2. 新しい方法又は間接的に個人情報を取得する時、個人情報管理者は個人情報管理責任者と事前に協議の上、個人情報管理担当役員の承認を得て行わなければなりません。

第5条 (特定個人情報の取得の禁止)

次の各号に掲げる内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはいけません。但し、これらの収集、利用又は提供について本人の明示的な同意、法令に特別の規程がある場合、及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りではありません。

(1)思想、信条及び宗教に関する事項

(2)人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

(3)勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項

(4)集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(5)保健医療及び性生活に関する事項

第6条（利用目的等の公表）

個人情報管理担当役員は当会の個人情報保護方針及び次の各号に掲げる事項を当会のインターネットホームページに掲示しなければなりません。

(1) 当会の名称並びに個人情報に関する問合せ及び連絡先

(2) 取得する個人情報の利用目的

(3) 個人情報をデータ処理等の為に第三者に預託する事が予定される場合にはその旨

(4) 保有個人データに関する利用目的通知、開示、訂正等、利用停止等及び第三者提供停止を要求する権利の存在並びに本人が当該権利を行使するための具体的な方法

(5) 個人データを第三者と共同で使用する場合はその旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

第7条（本人から書面で直接個人情報を取得する場合の措置）

1. 本人から書面で直接個人情報を取得する場合、本人に対して、あらかじめ個人情報の利用目的を明示しなければなりません。

2. 個人情報管理担当役員は、本人以外から間接的に個人情報を取得する場合、個人情報の提供者から適正かつ公正な手段によって当該情報を取得しているかどうか確認させなければなりません。

第3章 個人情報の利用

第8条（利用範囲の制限）

1. 個人情報の利用は次の各号に定める場合を除き、本人から同意を得たか、又は本人に通知、公表若しくは明示した利用目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとします。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、健康、財産等の重大な利益を保護する為に必要な場合で、本人の同意を得る事が困難な時

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合で、本人の同意を得る事が困難である時

(4)警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等があった場合で、本人に通知又は公表する事により当該事務の遂行に支障をきたす可能性がある時

2. 個人情報管理担当役員の事前承認なしに個人情報の第三者へ預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等を行ってはいけません。

3. 業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。その業務に係る職を退いた後も同様とします。

第9条（目的外利用の場合の措置）

やむを得ず利用目的の範囲を超えて個人情報を利用しなければなりません場合は、個人情報管理担当役員の事前承認を得ると共に、予め目的外利用についての本人の同意を得なければなりません。

第10条（個人情報の入出力、保管等）

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、個人情報管理者が行わなければならないとします。

第4章 個人データの適正管理

第11条 (個人データの正確性の確保)

個人情報管理担当役員は個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において正確かつ最新の状態で管理させなければなりません。

第12条 (個人データの安全管理の確保)

個人情報管理担当役員は個人データへの不当なアクセス又は個人データの紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し必要な対策を講じると共に、その実施、普及、評価、改善に努めなければなりません。

第13条 (個人情報の委託処理等に関する措置)

1. 情報処理や作業を第三者に委託するために個人情報を第三者に預託する場合、個人情報管理者は事前に個人情報管理責任者と協議の上、個人情報管理担当役員の承認を得なければなりません。
2. 個人情報管理担当役員は、以下の各号の措置を講じた後、預託先との間で委託に関する基本規約を締結しなければなりません。
 - (1)個人情報管理責任者に個人情報の預託先について預託先責任者と面接させ、預託先の情報処理施設の管理体制等を聴取させた上で個人情報保護及びセキュリティ管理の水準が当会と同等以上である事を確認させる事。
 - (2)秘密保持・守秘義務等個人情報の安全管理に関する必要性が規定された基本規約書案を作成し、当会総務担当部門のチェックを受ける事。
3. 委託中、個人情報管理責任者は、預託先が当会との入会契約を遵守しているかどうかを確認し、万一、入会契約に抵触する事項を発見した時はその旨を個人情報管理担当役員に通知しなければなりません。
4. 前項の通知を受けた個人情報管理担当役員は、直ちに個人情報の預託先に対して必要な措置を講じなければなりません。

第14条 (個人情報の第三者への提供)

1. 本規程第8条第1項の各号に定める場合を除き、本人の同意なしに個人データを第三者に提供してはなりません。
2. 個人データを第三者に提供する必要がある場合には個人情報管理担当役員の事前承認を得ると共に、個人データの第三者提供について当該本人の同意を得なければなりません。

第15条 (得意先及び第三者との個人データの共同利用)

個人データを得意先及び関連グループ企業を含む第三者との間で共同利用する場合には第6条第1項第5号の規定に基づきインターネットホームページに掲載した範囲で行うと共に、事前に個人情報管理担当役員の承認を得なければなりません。

個人情報保護方針

当会は、本サービスのプライバシー及びセキュリティシステムを、会員及び賛助会員の安全と犯罪抑止に利用するものであり、決してプライバシーを監視するものではありません。

当会では、会員及び賛助会員の個人情報を保護する事は当会事業の基本であり、会員及び賛助会員へ安心・安全・信頼のサービスを提供していくため、会員及び賛助会員から知り得た個人情報に関して、最大限にその保護と外部への漏洩防止に努力いたします。又、会員及び賛助会員からご提供いただく個人情報の漏洩、流用、改ざん等を防止するため厳重管理に努め、会員及び賛助会員に安心してご利用いただけるよう鋭意努力いたします。

以下のプライバシーポリシーを定め全会員に周知徹底を図り個人情報保護に努めます。

1.個人情報の適切な収集・利用・提供について

当会は、通信サービスを提供するために必要な範囲で会員及び賛助会員の個人情報を収集し、収集した個人情報は、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下ガイドラインといいます）」に則り収集目的の範囲内で利用・提供を行います。

2.個人情報の安全管理について

当会は、会員及び賛助会員の個人情報の漏えい、滅失、き損を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともにその改善に努めます。

3.個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守について

当会は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法、その他個人情報保護関連法令並びにガイドラインを遵守します。

4. 当会内規程類の継続的な改善について

当会は、個人情報保護に関する当会規程類を整備し継続的な改善に努めます。

5.苦情及びお問合せ窓口の設定について

当会は、個人情報の取扱いについて、苦情及びお問合せの窓口を設定し適切かつ迅速に対応します。

ガイドライン

1.個人情報の適切な収集・利用・提供について

当会では、会員及び賛助会員に無断で個人情報を集める事はありません。会員及び賛助会員へのサービスや情報提供などの目的を明らかにし、会員及び賛助会員の同意をいただいた上で個人情報をご提供いただいております。会員及び賛助会員にご登録いただいた情報はすべて厳重な管理のもとで取扱い、併せて正確性・機密性の保持に努めます。

万一、ご入力いただいた情報に不備があり、サービスの提供に支障をきたす恐れのある場合には、電話等によって、ご本人である事を確認の上、必要な追加情報を伺う場合もあります。

当会はサービスの向上のために、会員及び賛助会員から個人情報とそれに類する情報を部分的に収集していますが、その取り扱いについては下記となります。

(1)個人情報とは

当会では、個人情報とは、個人に関する情報であり、氏名、メールアドレス、住所、電話番号、職業、生年月日、性別、アクセス記録、クレカ番号、銀行口座番号等の内、一つ又は複数の組合せにより、個人を特定する事ができる情報の事を指します。

(2)個人情報を取得する目的

当会では、(i)資料請求、(ii)メンバー登録、(iii)お問合せ、の場合に限り、会員及び賛助会員の個人情報をご登録いただいております。これらの情報は、前記(i)(iii)の目的達成のために使用し、併せて、当会が会員及び賛助会員に提案する新しいサービスや商品の紹介など、販売推進のために個人情報を使用する場合があります。

(3)個人情報の収集 当会は、サービスを利用する方に、個人情報（氏名、メールアドレス、住所、電話番号、職業、生年月日および性別）の登録と振り替え用銀行口座をお願いする場合があります。

(4)個人情報の利用

当社が個人情報を利用する目的は次の通りです。

①ご入会契約などの各種お申し込み、お問い合わせ、アンケート、ご要望等で取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

- お申し込み先等のご本人の特定のため
- ご請求のあった資料をお届けするため
- 入会契約に関するご案内文書等をお届けするため
- その他必要なご案内状、ご挨拶状をお届けするため
- 応募いただいた懸賞などに対する景品等をお届けするため
- 会員及び賛助会員の要望を処理するため、また記録するため
- メール送信のため
- 会員及び賛助会員に当社の製品及びサービスの提供をするため

②会員及び賛助会員との入会契約の締結・実行に際し取得した個人情報は、入会契約の実行のために利用します。主な利用目的は以下の通りです。

- 入会契約申し込み先、入会契約先本人の特定のため、入会契約先の緊急連絡先その他の担当者の本人特定のため
- 入会契約情報の登録のため
- 商品、カード等を間違えなく届けるため
- 金融機関への、口座振込み依頼申請代行のため
- 金融機関口座やクレカの有効性の確認のため
- 取引の決済のため
- 支払い、入金確認のため
- 設置工事、保守点検、機器障害対応、アフターサービスを行うため
- 会員及び賛助会員の満足度調査やアフターサービスその他で訪問するため
- セキュリティ等に関する商品・サービスの改良や新たな開発のため
- 会員及び賛助会員よりの問合せ、要請に応えるため
- 会員及び賛助会員の入会契約・購入履歴の記録のため
- 必要に応じて会員及び賛助会員のIDカードを作成するため

以下は、主にセキュリティサービス提供の場合です

- 通信および監視サービスの実施に伴う記録のため
- 通信および監視サービスの提供に必要な、電話等公共手段の申請のため
- 会員及び賛助会員への、入会契約に基づく通信および監視サービスを適正に実施するため
- 通信および監視サービス提供時に、会員及び賛助会員を確認／特定するため
- 緊急事態発生時における、連絡のため（緊急連絡先に関する個人情報はこの目的の為に利用されます）
- 緊急事態発生時における、迅速な対応・連絡確認措置及び必要により現地確認をお願いする為（緊急連絡先に関する個人情報はこの目的のために利用します）
- 報告書を提出するため
- 捜索時の対象者の特定のため

③個人情報を集計・分析し、個人を識別する事ができない統計データを作成したり、販売傾向の把握等、市場調査に利用するために利用します。

④会員及び賛助会員に、当社の製品及びサービスの提供をするため、また当社の製品やサービスの内容を、より充実したものにする為、また会員及び賛助会員に当社のサービスや製品などの情報を知らせる為に利用します。

主な利用目的は以下の通りです。

- 営業活動又は会員及び賛助会員の安心・安全に関わる新たな提案等で訪問するため

○会報誌を届けるため

⑤当会は以下のような個人情報を収集しています。

(I) 会員及び賛助会員が商品を導入する場合、会員及び賛助会員の住所、氏名、電話番号、注文内容、電子メールならびに電話によるやり取り、メールアドレスそのもの、購入履歴などの情報は当会に必要情報として受け渡されます。

(II) 会員及び賛助会員が当サイトにアクセスする場合、会員及び賛助会員のパソコンの IP アドレス、使用プロバイダ、使用ブラウザとそのバージョン、使用 OS、使用マシンの画面解像度、アクセス元の URL、ページのアクセス履歴、(検索エンジンの検索結果から当ショップにやってきた場合は)その際に入力した検索キーワード、cookie の番号、cookie に書き込まれた情報上記の情報が一定時間当サイトを閲覧された時点で、保存されます。

(III) 会員及び賛助会員が当サイトの入力フォームで情報を入力した場合、入力した会員及び賛助会員 ID、会員パスワード、住所、電話番号、氏名、生年月日は、送信ボタンを押した時点で保存されます。

(5)当会は、それぞれ商品、サービスを会員及び賛助会員に紹介するために、会員及び賛助会員の住所、名称、電話番号、電子メールアドレス、商品の設置先又はサービスの提供先の住所、名称、電話番号、電子メールアドレスを共同利用します。

前記において当該個人データの管理について責任を有する者は次の通りです。

一般社団法人 全国法人互助会

代表取締役 吉田 智子

電話番号： 03-3255-0171(代)

FAX 番号： 03-3255-0176

(6)当会は、会員及び賛助会員の入会契約が解除となった後でも、ここに掲げる利用目的の達成に必要なかぎり個人情報を利用する場合があります。

(5)クッキー等の利用について

本サイトではクッキーを利用しております。クッキーを使用する目的は、会員及び賛助会員が本サイトを再訪された際にカスタマイズ機能等の利用により本サイトを便利にお使い頂く為であり、またサイトの利用回数調査など統計的な分析にアクセスログ情報の活用を行う事がありますが、会員及び賛助会員のプライバシーを侵害する事はありません。

会員及び賛助会員のブラウザの設定によりクッキーの受け付けを拒否できますが、この場合一部のサービスがご利用になれない事があります。

2. 個人情報の安全管理について

当会は、個人情報を管理する個人情報管理統括責任者を配置し、その者が個人情報の適切な管理を社内および該当取引先へ指導しています。

(1) プライバシーポリシーの改善について当会プライバシーポリシーについては、適宜その改善に努めていきます。

当ポリシーに重要な変更がある場合には、当方のページ上で告知します。当会は会員及び賛助会員が上記のうちのいずれか、あるいは全ての曲面でご登録いただいた個人情報に関して、会員及び賛助会員の許可なく無断で利用する事はしません。又、個人情報は厳重な管理のもとで安全に蓄積・保管します。原則として会員及び賛助会員の個人情報は本人の許可なく関係者以外の団体や個人に開示・提供しません。

(2) 当会内に会員及び賛助会員の個人情報の管理責任者を定め、情報を適正に取扱うよう措置を講じます。

不当なアクセスなどからの会員及び賛助会員個人情報を保護するため、外部からのアクセス防止のため、専用線ネットワーク網を導入しています。

例外として当会は収集した情報を以下の場合に、関係者に開示ないしは閲覧できる状態を提供する場合がありますが、このいずれに於いて、会員及び賛助会員の個人情報が誤って開示される事がない事を保証します。

サイトのデザイン変更、情報更新、メンテナンス、店舗の移転・拡張作業時。

3. 個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守について

当会は、会員及び賛助会員の個人情報を取扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令「個人情報保護に関するガイドライン」及び「情報セキュリティ基本方針」等の社内諸規程を遵守します。当会は、会員及び賛助会員の個人情報を次の通り、適正に取り扱います。

なお、当会は事業分野において、当該分野の主務官庁より個人情報保護に関する指針がある場合、これを遵守します。

個人情報の第三者提供の制限について

当会は、次の場合を除いて会員及び賛助会員方の個人情報を利用したり、外部に提供する事はありません。

(1) 会員及び賛助会員が同意されている場合。

- ① 予め定められた入居代表、または、管理組合で承認された方々。
- ② 建物管理業者
- ③ 当会ネットワーク管理者

(2) 法律の定めまたは法律手続きにより開示が必要な場合。

(3) 当会の権利または財産を保護するために開示が必要な場合。

(4) 会員及び賛助会員または公共の安全を守るために開示が必要な場合。

(5) 商品配送、資料送付、その他のデータ処理などを信頼できると判断した業者に業務委託する場合。

(6) 当会がサービスを維持するための合理的理由から開示が必要と判断した場合。

5. 個人情報の保護に関する免責事項

当会は、ユーザーがサーバーメンテナンス・システムのトラブル・暗号技術の不備・天災等の当会の制御の及ばない事例により発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

6. マーケットクルーズ及びその他のリンク

当会がサービスを提供させていただいているご入会契約先の商品・サービスを紹介するホームページでは、参加各社に、会員及び賛助会員が直接商品やサービスを申し込んで頂きますが、この場合の個人情報の取扱いにつきましては、当会では責任を負いかねますので、会員及び賛助会員の責任においてお申込み下さいますようお願い申し上げます。また、当会以外のリンク先サイトでの個人情報の取扱いに関しましても、当会では責任を負いかねます。リンク先サイトのご利用に際しましては各ホームページの規程等をご確認の上、会員及び賛助会員の責任においてご利用戴きますようお願い致します。

7. 会員及び賛助会員からの情報開示、訂正、利用停止等のご請求

当会は、個人情報を、偽りその他不正の手段で取得する事はいたしません。

当会は、会員及び賛助会員に個人情報の提供をお願いする場合、第2項以外の目的で利用する時はその利用目的、会員及び賛助会員に対する対応窓口などをお知らせいたします。会員及び賛助会員からご自身に関する情報開示のご請求があった場合は、請求者がご本人である事を確認させていただいた上で、特別な理由のない場合に限定します。また、保有している個人情報が事実でない事が判明した場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において訂正させていただきます。

当会から、お申し込み、お問い合わせ等のサポートで特に問題等が発生しない限り、会員及び賛助会員への連絡手段はメールのみとさせていただきます（お申し込み、又はお問い合わせ時にお知らせいただいた、Eメールアドレス宛に送信）。

ここに記載されている内容は、当会のみならず、監視システム管理者および業者へも機密保持入会契約を適用しております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 全国法人互助会

URL: <http://www.citv.tokyo.jp/>

101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-34-4 神田グロウビル 4階

電話 03-3255-0173(代) FAX03-3255-0176

8. 安全管理

当会は、取り扱う個人情報の、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

9. 従業員の教育・監督

当会は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

10. 委託先の監督

11. 苦情対応

当会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切な対応をいたします。

12.個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口

一般社団法人 全国法人互助会

電話 03-3255-0173(代)

FAX03-3255-0176

お問い合わせ受付時間は、就業日平日の午前 9 時より午後 6 時までとなっております。

当会は土・日・祝日はお休みを頂いておりますので、週末に頂いたメールでのお問い合わせの返事は、翌週明け以降になります。

附則

2024 年 11 月 1 日制定

2025 年 3 月 4 日改定